

# 国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

令和5年11月  
国民年金基金連合会

# I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

## 1 令和3年度末の時点で裁定請求を行っていない方々のその後の状況

- 令和3年度末の時点で裁定請求を行っていない方は8,283件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、令和4年度末においては4,617件に減少した。
- さらに、令和5年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和5年8月18日現在では、4,406件に減少した。

①

	令和3年度末 件数	令和4年度中に 処理した件数	令和4年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和5年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	8,283件	3,666件	4,617件	(44%)	⇒	4,406件	(47%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

# Ⅰ 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

## 2 令和4年度中に受給権が発生した方の状況

- 令和4年度中に受給権が発生した方は21,562件であった。
- このうち、同年度中に16,590件(77%)については裁定請求があり、同年度末では4,972件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和5年8月18日現在では、2,321件に減少した。

	令和4年度中の 受給権発生者数	令和4年度中に 処理した件数	令和4年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和5年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	21,562件	16,590件	4,972件	(77%)	⇒	2,321件	(89%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

# I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

## 3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、令和4年度末で9,589件だったものが、令和5年8月18日現在では6,727件に減少した。

	令和4年度末未請求件数			令和5年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち令和3年度末までの 受給権発生分)①	(うち令和4年度新規受給 権発生分)②	
件数	9,589件	4,617件	4,972件	6,727件

※ 令和5年8月18日時点の未請求件数6,727件のうち、転居先住所が不明となっている方は996件(14.8%)である。

# I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

## ① 令和3年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和3年度末時点の状況	令和4年度末時点の状況		令和5年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (令和3年度末ベース)	5,432 百万円	( 4,609 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (令和4年度末ベース)	-	6,014 百万円		( 5,747 百万円)

※ 上記表中、令和4年度末時点の未請求年金累計額(令和3年度末ベース)として括弧内に記載した4,609百万円は、令和3年度末時点での未請求年金累計額5,432百万円から令和4年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和5年8月18日時点の未請求年金累計額(令和4年度末ベース)として括弧内に記載した5,747百万円は、令和4年度末時点での未請求年金累計額6,014百万円から令和5年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

## ② 令和4年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	令和4年度末時点の状況		令和5年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	/	582 百万円	⇒	( 360 百万円)

※ 上記表中、令和5年8月18日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した360百万円は、令和4年度末時点での未請求年金累計額582百万円から令和5年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

## II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

### 1 令和3年度末の時点で裁定請求を行っていない方々のその後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前かつ加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 令和3年度末の時点で裁定請求を行っていない方は5,912件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、令和4年度末においては3,821件に減少した。
- さらに、令和5年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和5年8月18日現在では、3,616件に減少した。

	令和3年度末 件数	令和4年度中に 処理した件数	令和4年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和5年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	5,912件	2,091件	3,821件	(35%)	➡	3,616件	(39%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

## II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

### 2 令和4年度中に受給権が発生した方の状況

- 令和4年度中に受給権が発生した方は12,270件であった。
- このうち、同年度中に9,877件(80%)については裁定請求があり、同年度末では2,393件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和5年8月18日現在では、1,264件に減少した。

	令和4年度中の 受給権発生者数	令和4年度中に 処理した件数	令和4年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和5年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	12,270件	9,877件	2,393件	(80%)	⇒	1,264件	(90%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

## II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

### 3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、令和4年度末で6,214件だったものが、令和5年8月18日現在では4,880件に減少した。

	令和4年度末未請求件数			令和5年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち令和3年度末までの 受給権発生分)①	(うち令和4年度新規受給 権発生分)②	
件数	6,214件	3,821件	2,393件	4,880件

※ 令和5年8月18日時点の未請求件数4,880件のうち、転居先住所が不明となっている方は2,025件(41.5%)である。



## II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

### (参考) 未請求となっている方の年金累計額について

#### ① 令和3年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和3年度末時点の状況	令和4年度末時点の状況		令和5年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (令和3年度末ベース)	1,729 百万円	( 1,431 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (令和4年度末ベース)	-	1,877 百万円		( 1,774 百万円)

※ 上記表中、令和4年度末時点の未請求年金累計額(令和3年度末ベース)として括弧内に記載した1,431百万円は、令和3年度末時点での未請求年金累計額1,729百万円から令和4年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和5年8月18日時点の未請求年金累計額(令和4年度末ベース)として括弧内に記載した1,774百万円は、令和4年度末時点での未請求年金累計額1,877百万円から令和5年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

#### ② 令和4年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	令和4年度末時点の状況		令和5年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	/	110 百万円	⇒	( 71 百万円)

※ 上記表中、令和5年8月18日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した71百万円は、令和4年度末時点での未請求年金累計額110百万円から令和5年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。